館山養護老人ホーム訪問介護事業所

訪　問　介　護　重　要　事　項　説　明　書

１　事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健･医療･福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

２　事業者の内容

（１）　提供できるサービスの地域

事業所名　　館山養護老人ホーム訪問介護事業所

指定番号　　１２７１０００６２０

所在地　　　千葉県館山市湊 373 番地

管理者の氏名　　富　田　く　み　子

電話番号　０４７０－２２－０２３１

FAX 番号　０４７０－２２－０２４４

サービスを提供する地域　　館山市の地域。それ以外の地域については相談に応じます。

（２）　事業所の職員体制

職種	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1 名	—	1 名
サービス提供責任者	利用の申し込み調整、訪問介護員等への技術指導、訪問介護計画の作成等、訪問介護の提供	1 名	—	1 名
訪問介護員等	訪問介護の提供	9 名 (サービス提供責任者を含む)	1 名	10 名

（３）　訪問時間

通年営業。午前 7 時 40 分から午後 6 時 45 分。

３　サービスの内容

（１）　身体介護

①　食事介助

食事の介助で、全面介助、一部介助または見守りを行います。配膳から下膳まで含まれます。

②　入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。ただし、利用者本人がまったく自力で移動ができない場合等には、訪問入浴サービス等の他のサービスも必要となります。

③　排泄介助

おむつ交換、採尿器や差込便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助または見守り、誘

導を行います。

④　清拭

身体を清潔に保つため、全身または部分的に身体を拭きます。

⑤　体位交換

じょくそう防止のために、一日何回か体位交換を行う際の介助を行います。

⑥　着脱介助

衣服の着脱介助を行います。利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。

⑦　整容介助

身繕いを介助します。整髪、美容、つめきり、歯磨き等が含まれます。

⑧　服薬介助

処方薬の服薬を介助します。

（２）　生活援助

①　買物

日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。利用者宅から買物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係により訪問前に買物を行う場合は、利用者やサービス提供責任者等と十分相談し、買物の内容や金銭管理について確認の上行います。

②　調理

利用者の為の食事の調理、配膳、食後の片付け、食品の管理を行います。利用者以外の家族等の食事の調理は提供できません。

③　掃除

居室等の掃除、布団干し、日常生活用品等の整理整頓等を行います。居室等とは、利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等です。

④　洗濯

日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロン掛けのほか、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門的技術が必要でなく、短時間でできる範囲内の補修です。

⑤　衣類の入れ替え

季節の変わり目における衣類の入れ替え、寝具の交換等を行います。

4　利用料金

利用者自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合を料金に乗じた額となります。

（１）　保険が適用される基本料金（報酬告示関係　１単位：１０円）

・身体介護が中心である場合（１回あたり）　（1割負担の場合）

２０分未満	１６３単位：	利用者自己負担額：　１６３円
３０分未満	２４４単位：	利用者自己負担額：　２４４円
３０分以上１時間未満	３８７単位：	利用者自己負担額：　３８７円
１時間以上	５６７単位に所要時間１時間から計算して所要時間３０分を増すごとに８２単位を加算した単位です。	

・生活援助が中心である場合（１回あたり）　（1割負担の場合）

２０分以上４５分未満	１７９単位：	利用者自己負担額：　１７９円
４５分以上	２２０単位：	利用者自己負担額：　２２０円

５　サービス利用に当たっての留意事項

①　利用者またはその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。

②　事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者またはその家族と相談させていただきます。

③　職員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

６　緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医または協力医療機関に連絡等を取るなど必要な措置を講じます。

７　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

８　守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

９　利用者の尊厳

利用者の人権･プライバシー保護のための職員教育を行います。

１０身体拘束の禁止

サービス提供にあたり利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行ないません。尚、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、身体的拘束適正化検討委員会においてその必要性や態様等について検討を行い、事前に利用者又は家族に、その必要性や態様を詳しく説明し、同意を得た上で行います。身体拘束等を行った際には期間を定め、その態様や時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等について記録いたします。

１１福祉サービス第三者評価について

当事業所において、福祉サービス第三者評価は実施していません。

１２サービスに関する相談や苦情について

①　利用者相談、苦情窓口　電話　０４７０－２２－０２３１（受付時間　９：００～１８：００）
　　苦情解決責任者　施設長　富田　くみ子
　　利用相談室　窓口担当者及び苦情解決担当者　　渡邉　幸雄（サービス提供責任者）

②　苦情解決第三者委員に伝えることもできます。
　　公平中立な立場で、苦情の受付相談に乗っていただける委員です。
　　　福田　光雄　電話　０４７０－２３－３４６２
　　　倉田　孝浩　電話　０４７０－２２－１６４２

③　公共機関においても、相談、苦情申し立てができます。
　・館山市役所高齢者福祉課　０４７０－２２－３４８７
　・千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課　０４３－２５４－７４２８
　・千葉県運営適正化委員会　０４３－２４６－０２９４

１３損害賠償について
当事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意または過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和　　年　　月　　日

指定訪問介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

「事　業　者」
事業者名　館山養護老人ホーム訪問介護事業所
住　　所　千葉県館山市湊 373 番地
指定番号　１２７１０００６２０
説 明 者　職 名　サービス提供責任者
氏 名　渡邉　幸雄　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要事項の説明を受けました。

「利　用　者」
氏　　名　　　　　　　　　　印
住　　所

「利用者代理人(選任した場合)」
氏　　名　　　　　　　　　　印（続柄　　　　）
住　　所